

# 船橋市議会災害対策支援会議設置要綱

平成26年7月7日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、船橋市議会に船橋市議会災害対策支援会議（以下「支援会議」という。）を設置し、船橋市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携を図り、対策本部を側面から支援を行うことにより、本市の災害の拡大防止、復興に寄与することを目的とする。

## (議会及び議員の責務)

第2条 議会及び議員は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、対策本部への協力、助言及び提言を行うものとする。

2 議会及び議員は、被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めるものとする。

3 議会及び議員は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めるものとする。

## (定義)

第3条 この要綱で「大規模な災害」とは、次に掲げる災害をいう。

(1) 市域で震度5強以上の揺れを観測した地震

(2) 東京湾内湾での1メートルを超える津波

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響がある災害

## (設置等)

第4条 議長は、前条に規定する大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、支援会議を設置するものとする。

2 議長に事故があるときは、副議長が設置するものとする。

3 議長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、第1項の規定による支援会議の設置前においても、議会事務局職員をして被災状況等の情報収集その他の支援会議の設置のために必要な準備活動を行わせることができる。

## (組織)

第5条 支援会議は、全ての議員及び議会事務局職員をもって組織し、別表第1に掲げる役割を担うものとする。

2 支援会議には、本部長、副本部長、本部役員及び議会事務局職員をもって組織する支援本部を置く。

3 支援会議には、前項を除く議員をもって組織する地域活動員を置く。

(所掌事務)

第6条 支援本部は、別表第2に掲げる事務を所掌する。

第7条 地域活動員は、別表第3に掲げる事務を所掌する。

2 地域活動員は、本部長に対し、その安否及び居所又は連絡先を明らかにすることにより、連絡態勢を確立する。

(防災服等の貸与)

第8条 議員は、災害時の活動を行うため、次の防災服等の貸与を受ける。

(1) 防災服 (上着 (夏冬)、ズボン)

(2) ベルト

(3) 帽子

(4) 安全帽 (ヘルメット)

(5) 半長靴

(6) 腕章

2 災害時の行動は、原則として前項各号に掲げる防災服等を着用し行う。

3 貸与を受けた防災服等は、各自保管し、議員の身分を有しなくなった時は、速やかに返却する。

(解散)

第9条 本部長は、対策本部が解散する等支援会議の使命が終了したときは、解散することができる。ただし、解散した後も、各議員は第2条の議員の責務に基づき行動するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

役職	充てる職	役割
本部長	議長	支援会議の代表、総括を行う。
副本部長	副議長	本部長の補佐、代理を行う。
本部役員	会派代表者	自らの属する会派所属議員との連絡調整を行う。
地域活動員	上記を除くすべての議員	それぞれの地域において活動を行う。
事務局長	事務局長	事務の統括を行う。
事務局長代理	総務調査課長	事務局長が対策本部に招集されたときの事務の統括を行う。
事務局	事務局長を除くすべての議会事務局職員	事務局長の命を受け、支援会議の事務を行う。

別表第2（第6条関係）

	支援本部の所掌事務
初動期 （発災後24時間以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の安否及び罹災状況の確認に関すること</li> <li>・被災地における情報の収集に関すること</li> <li>・支援会議の設置に関すること</li> <li>・その他必要と認めること</li> </ul>
中期 （発災後おおむね3日目まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動員から情報を収集し集約・整理すること</li> <li>・対策本部への情報提供に関すること</li> <li>・必要に応じ対策本部に要請を行うこと</li> <li>・対策本部からの情報の提供を受け、地域活動員に情報を提供すること</li> <li>・その他必要と認めること</li> </ul>
後期 （発災後おおむね4日目以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動員から情報を収集し集約・整理すること</li> <li>・対策本部への情報提供に関すること</li> <li>・必要に応じ対策本部に要請を行うこと</li> <li>・対策本部からの情報の提供を受け、地域活動員に情報を提供すること</li> <li>・国・県及び関係団体への要望に関すること</li> <li>・その他必要と認めること</li> </ul>
東海地震予知情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の居所の確認に関すること</li> <li>・対策本部からの情報の提供を受け、地域活動員に情報を提供すること</li> <li>・その他必要と認めること</li> </ul>

別表第3（第7条関係）

	地域活動員の所掌事務
初動期 （発災後24時間以内）	<ul style="list-style-type: none"><li>・安否及び居所を支援本部に連絡すること</li><li>・被災地における情報の収集に関すること</li><li>・支援本部からの災害情報の提供を受けること</li><li>・各地域における救助活動を行うこと</li><li>・その他必要と認めること</li></ul>
中期 （発災後おおむね3日目まで）	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災地における情報の収集に関すること</li><li>・支援本部からの災害情報の提供を受けること</li><li>・必要に応じ支援本部に要請を行うこと</li><li>・各地域における救助・支援活動への協力に関すること</li><li>・各地域における被災者の相談及び助言に関すること</li><li>・その他必要と認めること</li></ul>
後期 （発災後おおむね4日目以降）	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災地における情報の収集に関すること</li><li>・支援本部からの災害情報の提供を受けること</li><li>・必要に応じ支援本部に要請を行うこと</li><li>・各地域における救助・支援活動への協力に関すること</li><li>・各地域における被災者の相談及び助言に関すること</li><li>・その他必要と認めること</li></ul>
東海地震予知 情報発表時	<ul style="list-style-type: none"><li>・居所を支援本部に連絡すること</li><li>・支援本部からの災害情報の提供を受けること</li><li>・その他必要と認めること</li></ul>